

施行状況調査 R6 設問概要

別紙2

※灰色ハッシュ : R5調査では存在したが、R6調査では削除した設問（今年度は回答不要です）

設問カテゴリ	R5設問番号	R6設問番号	設問内容	回答対象の団体			R6 設問追加	R6 設問文・ 選択肢 変更	R6 設問削除	他部署へ の照会が 必要	オープン データ化 予定
				都道府 県	市町村	組合					
0. 基礎情報											
(1) 団体区分	Q0-1	Q0-1(1)	地方公共団体の区分	●	●	●					●
		Q0-1(2)	脱炭素先行地域事業および重点対策加速化事業への採択状況	●	●	●	●				
(2) 団体内の体制	Q0-2(1)	Q0-2(1)	地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無	●	●	●					
	Q0-2(2)	Q0-2(2)	地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数	●	●	●					
(3) 一部事務組合及び広域連合の事務内容	Q0-3(1)	Q0-3(1)	組合の事務内容（内容選択・事務事業編対象）		●						●
	Q0-3(2)	Q0-3(2)	団体が保有・管理している施設の有無		●						●
(4) 地球温暖化対策の人材確保・育成に向けた取組	Q0-4(1)	Q0-4(1)	地球温暖化対策の取組推進に向けた人材育成の内容	●	●	●					
	Q0-4(2)	Q0-4(2)	地球温暖化対策の取組推進に向けた団体内での推進体制の工夫	●	●	●					
1. 事務事業に関する事項											
(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況	Q1-1(1)	Q1-1(1)	10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況、（10月1日以降に改定する場合）改定予定年度	●	●	●		●			●
	Q1-1(2)①	Q1-1(2)①	事務事業編の策定・最終改定年度、目標年度、計画名称	●	●	●		●			●
	Q1-1(2)②	Q1-1(2)②	事務事業編の公表状況（公表状況、URL）	●	●	●					●
	Q1-1(3)	Q1-1(3)	事務事業編が未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由	●	●	●					
	Q1-1(4)	Q1-1(4)	事務事業編の排出量算定の対象としているガスの種類	●	●	●					●
	Q1-1(5)	Q1-1(4)	事務事業編の共同策定状況（策定状況、共同策定団体名）	●	●	●					●
	Q1-1(5)①	Q1-1(5)①	地方独法の設立有無	●	●						●
	Q1-1(6)②	Q1-1(5)②	地方独法における温室効果ガス削減に向けた計画策定の実施状況	●	●						
	Q1-1(6)③	Q1-1(5)③	地方独法の名称	●	●						●
	Q1-1(6)④	Q1-1(5)④	地方独法における太陽光発電の設置情報（法人名、設備容量（kW）、設置実績、設置目標）	●	●						●
(2) 目標設定と対象	Q1-2(1)	Q1-2(1)	温室効果ガス総排出量設定目標（基準年度、目標年度、直近の点検年度の排出量）	●	●	●		●			●
	Q1-2(2)	Q1-2(2)	政府実行計画に準じた措置の設定および設定予定の有無（太陽光発電、ZEB、公用車EV、LED、再エネ調達）	●	●	●		●			●
	Q1-2(3)	Q1-2(3)	既存の行政計画と事務事業編との統合の状況	●	●	●					●
(3) 進行管理の仕組み	Q1-3	Q1-3	事務事業編の進捗状況を協議・審議する場	●	●	●					●
	Q1-4(1)①	Q1-4(1)①	太陽光発電設備の導入の取組状況	●	●	●		●			●
	Q1-4(1)②	Q1-4(1)②	全施設、施設分類別の建築物保有有無、建築物数、R5・R6年度の建築物・敷地の設置状況（建築物数・敷地数、設備容量）、第三者所有モデルにより設置されている太陽光発電設備有無	●	●	●					●
	Q1-4(1)③	Q1-4(1)③	太陽光発電設備の設置可能な施設の判断基準	●	●	●					
	Q1-4(1)③	Q1-4(1)③	全施設、施設分類別の設置可能建築物数・敷地数・導入ボテンシャル	●	●	●					
	Q1-4(1)④	Q1-4(1)④	公有地における太陽光発電設備のR5年度・R6年度の導入数（敷地数、設備容量）	●	●	●					
(4) 脱炭素に資する措置の取組状況	Q1-4(1)⑤	Q1-4(1)⑤	エネルギー種別ごとのR5・R6年度の設備導入建築物数、設備容量、設備性能	●	●	●		●			●
	Q1-4(2)①	Q1-4(2)①	公共建築物におけるZEB化に関する検討状況	●	●	●		●			●
	Q1-4(2)②	Q1-4(2)②	R5・R6年度に設計された建築物数	●	●	●		●			●
	Q1-4(2)③	Q1-4(2)③	公共施設における各種ZEB認証取得建築物数（うちR5・R6年度に設計された建築物数）	●	●	●		●			●
	Q1-4(3)	Q1-4(3)	一般公用車の電動車の導入状況	●	●	●		●			●
	Q1-4(4)①	Q1-4(4)①	公共建築物におけるLED設備の導入に向けた取組状況	●	●	●		●			●
	Q1-4(4)②	Q1-4(4)②	すべての照明をLED照明へ更新している建築物数	●	●	●		●			●
	Q1-4(5)①	Q1-4(5)①	直近の点検年度における電気使用量	●	●	●		●			●
	Q1-4(5)②	Q1-4(5)②	公共施設における全消費電力量のうち、再エネ由来電気メニューにより調達している電力量の割合	●	●	●		●			
(5) グリーン購入・環境配慮契約	Q1-5	Q1-5(1)	物品購入の配慮に係る事項の取組状況	●	●	●		●			●
	Q1-5(2)	ESCO事業の取組状況	●	●	●						●
(6) 点検の実施状況等	Q1-6(1)	Q1-6(1)	事務事業編における実施状況の点検のタイミング	●	●	●					●
	Q1-6(2)	Q1-6(2)	直近の点検年度における温室効果ガス総排出量	●	●	●					●
	Q1-6(3)	Q1-6(2)	点検結果・評価の公表状況（公表状況、公表URL）	●	●	●					
	Q1-6(4)	Q1-6(3)	事務事業編の推進過程で困っていること	●	●	●					
2. 区域施策に関する事項（都道府県、市町村（特別区含む。）の場合のみ回答）											
(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況	Q2-1(1)①	Q2-1(1)①	10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況、（10月1日以降に改定する場合）改定予定年度	●	●			●			●
	Q2-1(1)②	Q2-1(1)②	区域施策編の策定・最終改定年度、目標年度、計画名称	●	●			●			●
	Q2-1(2)	Q2-1(2)	区域施策編の公表状況（公表状況、URL）	●	●						●
	Q2-1(3)	Q2-1(3)	区域施策編が未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由	●	●						
	Q2-1(4)	Q2-1(4)	区域施策編の共同策定状況（策定状況、共同策定団体名）	●	●						
(2) 目標設定と対象について	Q2-2(1)	Q2-2(1)	区域内における定量的な再生可能エネルギー導入目標の設定有無、直近の目標年度	●	●						●
	Q2-2(2)②	Q2-2(2)②	区域施策編以外の計画における再エネ導入目標量と現状値（計画名、目標値、現状値）	●	●						●
	Q2-2(2)	Q2-2(2)	区域施策編における基準年度、目標年度における排出量、直近の算定値	●	●			●			●
	Q2-2(3)	Q2-2(3)	区域施策編とその他の行政計画との統合	●	●						
(3) 進行管理の仕組み	Q2-3	Q2-3	区域施策編の進捗管理を協議・審議する場	●	●						●
(4) 施策の取組状況	Q2-4(1)①	Q2-4(1)①	区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組状況	●	●			●			●
	Q2-4(1)②	Q2-4(1)②	区域の再エネ導入支援の取組による再エネ設備容量、活用する国費・特定財源の名称	●	●			●			
(5) 点検の実施状況	Q2-5(1)	Q2-5(1)	区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握	●	●						●
	Q2-5(2)	Q2-5(2)	区域施策編の進捗評価結果の公表状況（公表状況、公表URL）	●	●						●
	Q2-5(3)	Q2-5(3)	区域施策編の推進過程で困っていること	●	●						
(6) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について	Q2-6(1)①	Q2-6(1)①	地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定	●				●			●
	Q2-6(1)②	Q2-6(1)②	促進区域において設定している再エネ種別類型と区域数	●							●
	Q2-6(1)③	Q2-6(1)③	地域脱炭素化促進事業の具体的な取組内容	●							●
	Q2-6(1)④	Q2-6(1)④	地域脱炭素化促進事業の計画策定を検討していない理由	●							
	Q2-6(1)⑤	Q2-6(1)⑤	促進区域を設定または検討の際に活用した合意形成手法	●							
	Q2-6(1)⑥	Q2-6(1)⑥	地域脱炭素化促進事業の認定実績の有無及び認定済、認定手続き中の件数、設備容量	●							
	Q2-6(2)①	Q2-6(2)①	市町村による促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況	●							●
	Q2-6(2)②	Q2-6(2)②	都道府県基準の策定に関する課題	●							
	Q2-6(2)③	Q2-6(2)③	都道府県基準策定後に市町村が促進区域を設定するための取組支援	●							
3. その他											

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（2024年度）

別紙2

注)本調査票内回答欄の凡例

 必須回答の設問 任意回答の設問 回答不要の設問

0. 基本情報

全団体がご回答ください。

【必須】 Q0-1. ①貴団体に該当する分類(地方公共団体の区分)について、当てはまるものを下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

1.都道府県
2.政令指定都市
3.中核市
4.施行特例市
5.人口10万人以上であって、上記2~4以外の市区町村
6.人口3万人以上10万人未満の市区町村
7.人口1万人以上3万人未満の市区町村
8.人口1万人未満の市区町村
9.地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)

全団体がご回答ください。

【必須】

②貴団体における、脱炭素先行地域事業および重点対策加速化事業への採択状況についてお答えください。(○は一つだけ)

※脱炭素先行地域事業は第1回～第4回に採択された場合に「採択されている」とお答えください。脱炭素先行地域事業については<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>をご参照ください。※重点対策加速化事業については<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>をご参照ください。

【O印(1つ)】

1.脱炭素先行地域事業に選定されている
2.重点対策加速化事業に採択されている
3.1.2両方の事業に採択されている
4.採択されていない

全団体がご回答ください。

【必須】

Q0-2. 団体内の体制について

(1). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の有無について、当てはまるものを下の選択肢からご回答ください。(○は一つだけ)

1.有り
2.無し

全団体がご回答ください。

【必須】

Q0-2. 団体内の体制について

(2). 地球温暖化対策を担当する職員の人数をご回答ください。担当部(局)課係がある場合はその所属の職員数、部(局)課係がない場合は地球温暖化対策に関する業務を担当する職員数をご回答ください。
※該当する職員がない場合は「0」をご回答ください。
※他の部(局)課係との兼任の場合でも、業務に携わる場合は人数に含めご回答ください。

【O印】

担当職員数
人

地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者様のみご回答ください。

事務内容は【必須】

Q0-3. 地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の事務内容について

(1). 貴団体の事務内容に当てはまるもの全てをご回答ください。(○はいくつでも)

併せて、実行計画(事務事業編)の対象としている事務内容を全てご回答ください。(○はいくつでも)

「事務内容」別: 貴団体の事務内容に当てはまるものに○印

「実行計画」別: 実行計画(事務事業編)の対象としている事務内容に○印 ※実行計画(事務事業編)を策定していない場合は不要

【O印(複数可)】

事務内容	実行計画
1.一般廃棄物処理(ごみ処理・リサイクル施設)	※水道用水供給事業は、「用水」ではなく、「上水道」に含まれるものとします。
2.一般廃棄物処理(し尿処理)	
3.産業廃棄物処理	
4.火葬・斎場・墓地等	
5.その他環境衛生事業	
6.上下水道	
7.下水道	
8.用水	
9.水防	
10.消防	
11.救急	
12.病院・医療センター等	
13.福祉施設(看護学校含む。高齢者施設を除く。)	
14.高齢者施設(養護老人ホーム等)	
15.学校	
16.その他教育関連施設	
17.公園競技	
18.港湾管理	
19.会館等の維持管理	
20.その他行政事務	

地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者様のみご回答ください。

【必須】

Q0-3. 地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の事務内容について

(2). 貴団体が活動量(燃料の使用量等)を把握している施設はありますか。(○は一つだけ)

1.有り
2.無し

全団体がご回答ください。

【必須】

Q0-4. 地球温暖化対策に関する人材確保・育成に向けた取組

(1). 地球温暖化対策の取組推進の課題として、人員の不足、特に専門知識を有する人材の不足があげられるケースが多いですが、貴団体における地球温暖化対策の取組推進に向けた人材育成として、力を入れている取組を全てご回答ください。(○はいくつでも)

【O印(複数可)】

1.団体内での職員研修の実施
2.他団体との人材交流制度等の活用
3.民間企業等への職員の派遣研修
4.専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催
5.民間企業・学協会等を巻き込んだ協議会の設置
6.民間企業等との協定締結
7.民間企業・住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣
8.学習拠点の設置
9.その他
10.実施していない

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

全団体がご回答ください。

【必須】

Q0-4. 地球温暖化対策に関する人材確保・育成に向けた取組

(2). 貴団体が実行する地球温暖化対策の取組推進に向けた団体内での推進体制の工夫について、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

【O印(複数可)】

1.民間企業等からの人材登用
2.任期付き短時間勤務の任用
3.役員間連の技術者(電気・機械の技術職等)の環境部局との兼務
4.環境部局への職員の配置換え(増員)
5.環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置(次世代エネルギー対策監等)
6.部門横断的プロジェクトチーム等の設置
7.その他
8.実施していない

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

1. 事務事業に関する事項

全団体がお読みください。

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

地方公共団体実行計画(事務事業編)（以下「実行計画(事務事業編)」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、**全ての都道府県及び市区町村に策定が義務付けられています。**

特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、地球温暖化対策推進法第21条第1項が適用・準用されるため、策定が義務付けられています。

また、地球温暖化対策においては、国・地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であることを踏まえ、**独立行政法人などの公的機関が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること**、及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すように定めています。

法的根拠の詳細については、環境省サイトをご確認ください。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview.html

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

(1). 2024年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定状況を下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

【回答時にご注意いただきたい事項】

・他団体と共同で策定・策定予定の場合もご回答ください。

・改定すると思われるが、改定年度が未定の場合、改定予定ありとして回答し、改定予定年度は空欄としてください。

・実行計画に記載する基本的事項や策定スケジュールの検討が進んでいない場合でも、策定に向けた計画の体制づくり等が進んでいる場合、策定予定あり(選択肢2)とご回答ください。

・現行計画の見直しに向けた方針検討や体制づくり等が進んでいる場合、改定予定あり(選択肢4または6)とご回答ください。

【O印(1つ)】

1.過去に一度も策定したことなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない
2.過去に一度も策定したことないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある
3.現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない
4.現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある
5.既に計画期間を経過しているが、2024年10月1日以降に改定する予定はない
6.既に計画期間を経過しており、2024年10月1日以降に改定する予定がある

Q1-1(1)、Q1-1(4)、Q1-1(6)のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度をご回答ください。

西暦 年度 ←

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (2) ①2024年10月1日現在の最新の実行計画(事務事業編)について、
策定年度(改定した場合は、最終改定年度)及び目標年度をご回答ください。

※計画期間を経過している場合もご回答ください。

策定・最終改定年度 西暦	目標年度 西暦	計画期間(自動計算) 年間

実行計画(事務事業編)の名称をご回答ください。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (2) ②地球温暖化対策推進法第21条第13項において、都道府県及び市区町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならないとされていますが、最新の実行計画(事務事業編)の公表状況について、ご回答ください。(○は一つだけ)

↓印(1つ)

1.webサイトで公表している
2.webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している
3.公表していない

Q1-1(2)で、「1」を選択した方

【必須】

Webサイトで公表している場合、掲載しているWebサイトのURLを正しく記載ください。

※本設問の回答URLは環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/)にて掲載予定です。記載のURLに誤りが無いか、リンク切れを起こしていないか等御確認お願いいたします。

Q1-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (3) 地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県および市区町村並びに組合は、実行計画(事務事業編)を策定することが義務付けられています。

実行計画(事務事業編)が現時点未策定又は計画期間が過ぎても未改定の理由について、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

↓印(複数可)

1.計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため
2.計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しかっため
3.地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため
4.これまでの実績の検証・評価ができないため
5.他の業務と比較して優先度が低いため
6.他の部局・課室の協力が得られないため
7.構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため(組合のみ)
8.その他

全団体をご回答ください。

【必須】

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (4) 地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されています。

貴団体における実行計画(事務事業編)の共同策定の策定状況等について、下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

↓印(1つ)

1.共同して計画を策定済である
2.共同して計画を策定予定である
3.共同策定の予定はない

Q1-1(4)で、「1」を選択した方

共同策定した団体名をご回答ください。複数ある場合は、全ての団体名をご回答ください。

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (5) 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について

地球温暖化対策計画において、独立行政法人などの公的機関においても温室効果ガス排出量の削減等の取組を率先して実行することが重要であるとされています。

① 貴団体において、地方独立行政法人は設立されていますか。(○は一つだけ)

※参考(別添資料): 地方独立行政法人の設立状況(2024年4月1日現在)

↓印(1つ)

1.設立している
2.設立していない

Q1-1(5)①で「1」を選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (5) 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について

②貴団体が設立した地方独立行政法人における、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画」の策定・

改定状況を下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

↓印(1つ)

1.策定状況を把握しており、全て・または一部の地方独立行政法人が計画を作成している
2.策定状況を把握しており、全ての地方独立行政法人が未作成
3.策定状況を把握していない

Q1-1(5)②で「1」を選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (5) 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について

③地方独立行政法人における、温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画の情報を把握している場合は、法人名と計画の目標を御記載ください。

(記載例)○○地方独立行政法人(2030年度に温室効果ガス総排出量を2013年度比で* * t-CO₂削減(* * %減))

△△県立大学法人(計画があることは把握しているが、目標値は把握していない)

Q1-1(5)①で「1」を選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

- (5) 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について

④地方独立行政法人における、太陽光発電設備の設置に関する情報を把握している場合は、法人名と設備容量(kW)の設置実績や設置目標に関する情報を御記載ください。

(記載例)○○地方独立行政法人(100kWを設置済みで、2030年度までに300kWまで設置していく目標を立てている。)

△△県立大学法人(200kW設置済みだが、温室効果ガス排出量の削減のための措置として、太陽光発電設備の設置に関する目標は設定されていない。)

Q1-1(5)②で「1」～「3」を選択した方

【必須】

Q1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対象について

地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、都道府県及び市区町村並びに組合は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表することが義務付けられています。

(1) 最新の実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出削減目標をご回答ください。

貴団体の計画で、これらの設定が無い場合には、「-」半角のマイナスをご回答ください。

※温室効果ガス総排出量の単位は「t-CO₂/年」です。実行計画で「kg-CO₂/年」を単位としている場合は、1000で割って「t-CO₂/年」に変換してご回答ください。

また、小数点以下を四捨五入して「整数」でご回答ください。

※基準年度からの削減率は、「各年度の排出量 - 基準年度の排出量」÷「基準年度の排出量」にて自動計算されます。

※調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量(t-CO₂/年)は任意回答となります。

事務事業編の目標	基準年度 西暦	目標年度 西暦	直近の点検年度 西暦	年度
				西暦
温室効果ガスの総排出量 (t-CO ₂ /年)				
基準年度からの削減率 (%)		0.0 %		0.0 %
調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量 (t-CO ₂ /年)				
基準年度からの削減率 (%)		0.0 %		0.0 %

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】
Q1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対象について

地球温暖化対策計画において、実行計画(事務事業編)に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることから2030年度の各措置の目標は原則として政府実行計画の目標に準じた目標を定めることを望ましいです。

(2). <政府実行計画に準じた目標設定>

貴団体の実行計画(事務事業編)の措置について、政府実行計画に準じた措置の設定有無及び予定をご回答ください。

例) 太陽光発電の最大限の導入: 設置可能な建築物の50%、全建築物合計で設備容量300MW

電動車の導入: 公用車の80%を電動車とする、スクールバスを全て電動車とする

【】当てはまるものをご回答ください。【】当てはまるものをご回答ください。

政府実行計画の措置とその目標値		政府実行計画に準じた措置の設定有無	(措置の設定「無」と回答された場合) 設定予定の有無
措置	目標		
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な(※)建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。		
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。		
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。		
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。		
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。		

※令和5年度の施行状況調査における簡易判定基準で○判定(設置可能性が高い)、△判定(設置可能性は高いが、懸念事項あり)になったものを設置可能な建築物(敷地)とすると整理されました。

詳細URL:<https://www.env.go.jp/content/000161777.pdf>

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対象について

(3). 既存の行政計画について、実行計画(事務事業編)との統合の状況として、当てはまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみご回答ください。

※実行計画(区域施策編)との統合については、Q2-2(4)の設問で確認していますので、Q1-2(3)での回答の必要はありません。

行政計画	1.統合している	2.統合していない
1.総合計画		
2.環境基本計画		
3.公共施設等総合管理計画		
4.廃棄物処理計画、一般廃棄物処理計画		
5.その他		

用語

●「統合」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画と一緒にまとめて策定されている場合を指します。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】
Q1-3. 実行計画(事務事業編)の進行管理の仕組みについて

実行計画(事務事業編)の進捗状況を協議・審議する場について、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

○印(複数可)
1.地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会
2.地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会
3.地方公共団体独自の環境審議会
4.関係各課等で構成される専門組織
5.その他
6.協議・審議する場はない

都道府県、市区町村、Q0-3(2)で活動量(燃料の使用量等)を把握している施設を保有している組合をご回答ください。

【必須】
Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(1). <再生可能エネルギー設備等の導入状況>

政府実行計画では、政府が保有する建築物及び土地について、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するための措置を進めており、「2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とする政策目標が掲げられています。

①貴団体の保有する建築物(敷地を含む。)における太陽光発電設備の導入の取組状況についてご回答ください。(○は一つだけ)

○印(1つ)
1.2030年度に向けて、太陽光発電設備導入に係る目標・導入方針を設定している
2.2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、設置箇所の選定調査、地域との関係構築を行っている
3.2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、一部の建築物(敷地を含む。)に太陽光発電設備を導入している
4.設置可能な建築物(敷地を含む。)の50%以上に太陽光発電設備を導入している
5.太陽光発電設備の導入に向けた検討はしていない

用語

●「敷地」とは
※「敷地を含む。」の敷地とは、貴団体が保有する建築物に付属する敷地の空きスペース(常時用途のない、障害物のないまとまったスペース)等となります。ソーラーカーポート等を設置する場合は、駐車場・駐輪場等も考慮してください。

全団体がご回答ください。

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

- (1) <再生可能エネルギー導入状況>
 ③太陽光発電以外の再生可能エネルギー設備等を導入している場合は、エネルギー種別の導入済(予定)の建築物数、総設備容量をご回答ください。

*導入していない場合は空欄で構いません。

*令和4年度から令和6年度にかけて設置された設備(令和6年度中に設置予定を含む)を対象としてください。

再生可能エネルギー設備等	令和4~6年度に設置 (令和6年度中に設置予定を含む)	
	設置済・予定の 建築物数	設備容量・設備性能の 合計値(kW)等
電気系	バイオマス発電※	kW
	廃棄物発電※	kW
熱系	太陽熱利用	m ²
	地中熱利用	MJ/h
	バイオマス熱利用※	MJ/h
	廃棄物熱利用※	MJ/h

用語

●「バイオマス」とは

ここでは「バイオマス」は次のものとします。

→メタ発酵ガス（下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメントガスなどバイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス（間伐材・主伐材など）、一般木材バイオマス（農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む、製材端材・輸入材、パーム椰子殻、バームランク、もみ殻、稻わらなど）

●「廃棄物」とは

ここでは「廃棄物」は次のものとします。

→建設資材廃棄物（建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材）、一般廃棄物、その他のバイオマス（剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない主伐材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するものとします。

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

- (2) <公共施設等におけるZEBの実現>

①貴団体が管理する公共建築物等におけるZEB化に関する検討状況について、あてはまるものご回答ください。(○は一つだけ)

○印(1つ)

- 1.公共建築物等のZEB化に関する目標・方針等を設定している
 2.公共建築物等に置いてZEB化に向けた基本設計等に取り組んでいる
 3.ZEBの各種認証(『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented)を取得している建築物がある(施工中の建築物を含む)
 4.ZEB化に向けた検討は行っていない

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

- (2) <公共施設等におけるZEBの実現>

②貴団体が管理する公共建築物等において、令和4年度から令和6年度にかけて設計(令和6年度中に設計予定を含む)された建築物について、ZEBの各種認証の取得状況ご回答ください。

令和4~6年度に設計された(設計予定含む)

建築物の総数

※ZEBが実現している建築物に限らず、貴団体の保有する

令和4~6年度に設計された(設計予定含む)建築物についてお答えください

認証	概要	各種認証を取得済の建築物数 ※令和4年度から令和6年度にかけて設計(令和6年度中に設計予定を含む)された建築物
『ZEB』	・年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物 ①以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減(再生可能エネルギーを除く) ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減(再生可能エネルギーを含む)	
Nearly ZEB	・『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに限りなく近づけた建築物 ①以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減(再生可能エネルギーを除く) ②基準一次エネルギー消費量から15%以上100%未満の削減(再生可能エネルギーを含む)	
ZEB Ready	・『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物 ・再生可能エネルギーを生き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物	
ZEB Oriented	・ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を加え、異なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物 以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物 ①該当する用途毎に、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること(※1) A) 事務所等、学校等、工場等は40%以上の一次エネルギー消費量削減 B) ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は30%以上の一次エネルギー消費量削減 ②「異なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術(WEBPRO)において現時点で評価されていない技術)を導入すること(※2) ※1一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯装置及び昇降機とする(その他、一次エネルギー消費量は除く)。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同程度の計算方法とする。 ※2未評価技術とは、公衆送信料人空間開拓・衛生工学会において省エネルギー効果が無いと見込まれ、公表されたものを対象とする。なお、未評価技術のリストは、今後、評価方法の更新や未評価技術の実証結果等で詰まること、必要に応じて適宜見直すこととする。	

●ZEBとは

大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を指します。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEBを定性的及び定量的に定義しています。詳細は環境省「ZEB PORTAL」を参照ください。

(参考) <http://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

- (3) <公用車の電動車等の導入>

貴団体が管理する一般公用車の電動車等の台数

※1一般公用車・電動車を保有していない場合には「0」とご回答ください。

※2電動車の合計台数が、管理する一般公用車の台数を超えないようにご注意ください。

※3…通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車・小型自動車・軽自動車であるものをいう。

消防車・救急車・ハマー等の特種用途車は対象外とする。

※4…電動車とは、窒素化合物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質等の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車。

電動車の種類

種類	特徴
電気自動車(EV)	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO ₂ 排出量はゼロ。
燃料電池自動車(FCV)	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモーターで走行する自動車。水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみでCO ₂ の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	ハイブリッド自動車に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させることができる自動車。
ハイブリッド自動車(HV)	ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モーターの2つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車。

貴団体が管理する一般公用車台数(全数) :

台

【一般公用車の内、電動車導入状況】

種類	導入台数
電気自動車(EV)	台
燃料電池自動車(FCV)	台
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	台
ハイブリッド自動車(HV)	台

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

- (4) <公共施設等におけるLED照明の導入>

①貴団体が管理する公共施設等におけるLED照明の導入に向けた取組状況について、当てはまるものを全てご回答ください。(○は一つだけ)

○印(1つ)

- 1.2030年度に向けて、公共施設等のLED照明の導入に向けた目標設定を行っている
 2.2030年度に向けた目標に基づき、公共施設等の一部にLED照明を導入している
 3.すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している
 4.公共施設等のLED照明の導入に向けた検討はしていない

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

- (4). <公共施設等におけるLED照明の導入>

②貴団体が管理する公共建築物等において、すべての照明にLED照明を導入している建築物数についてご回答ください。

すべての照明にLED照明を導入している建築物数 :

台

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(5) <公共施設等における再生可能エネルギー電力調達実施状況>

①直近の点検年度における電気使用量についてご回答ください。

※電気使用量については自家発電(PPAも含む)は含めず、他人から供給された電力のみご回答ください。

※電気使用量を把握していない場合には、点検年度、電気使用量のいずれにも「-」(半角のマイナス)をご回答ください。

直近の点検年度	他人から供給された電気使用量(kWh)
西暦 年度	kWh

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(5) <公共施設等における再生可能エネルギー電力調達実施状況>

②貴団体で調達している全電力の内、再生可能エネルギー電力の割合をご回答ください。

※今和年10月時点の値を回答ください。

※再生可能電力調達をしている電気事業者・電力メニューの再エネ割合に応じて、再エネ由来の電気使用量を推計し、割合を計算してください。

※再生可能エネルギー電力の割合を把握していない場合には、「-」(半角のマイナス)をご回答ください。

_____ %

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-5. 事務事業に関するグリーン購入・環境配慮契約等の推進の取組状況

(1) <物品購入の配慮に係る事項の取組状況>

地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、貴団体で取り組んでいるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

1〇印(複数可)

1.環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進
2.グリーン購入法に基づく環境物販売の調達の推進
3.「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」に基づく公共建築物等の整備
4.取り組んでいない

全団体がご回答ください。

【必須】

Q1-5. 事務事業に関するグリーン購入・環境配慮契約等の推進の取組状況

(2). <ESCO事業の取組状況>

これまでにESCO事業を実施したことはありますか。(○は一つだけ)

1〇印(1つ)

1.ある
2.ない

実施したことがある場合、その内容をご回答ください。(任意)

用語

●環境配慮契約法に基づく環境配慮契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるよう工夫をした契約。環境配慮契約法における対象契約は「電力の購入」、「自動車の調達」、「船舶の調達」、「ESCO事業」、「建築設計」、「産業廃棄物の処理」の6契約。

●グリーン購入法に基づく環境物品等の調達

グリーン購入法において対象とされている環境物品は紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務等19品267品。

(詳細は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を参照)

●ESCO事業

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光热水費の削減分で賄う事業。

Q1-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、単独又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならないとされています。

(1). 実行計画(事務事業編)における実施状況の点検のタイミングについて、下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

※既に実行計画(事務事業編)の計画期間を経過している場合は、「点検していない」をご回答ください。

1〇印(1つ)

1.一年に一回以上のペースで実施している
2.毎年ではないが実施している
3.実施していない

Q1-8(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

(2). 実行計画(事務事業編)における点検結果・評価の公表状況について、ご回答ください。(○は一つだけ)

1〇印(1つ)

1.webサイトで公表している
2.webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している
3.公表していない

Q1-1(1)で、「3」~「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

(3). 実行計画(事務事業編)の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

1〇印(複数可)

1.財源が足りない
2.対策・施策の費用対効果が低い
3.人材が足りない
4.他の部局・課室の協力を得られない
5.地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
6.技術情報や知見が不足している
7.温室効果ガス排出量の算定方法が分からず
8.温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)が集まらない
9.温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)の集計に手間・時間がかかる
10.有望な措置がつかない
11.措置の効果を計れない難しい
12.その他
13.特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

2. 区域施策に関する事項

都道府県、市区町村の全団体がお読みください。

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

<※重要なお知らせ>

地方公共団体実行計画(区域施策編)（以下「実行計画(区域施策編)」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、**全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付け**られています。

同条第4項において、**その他の市町村**についても**策定に努める**ように求めています。また、**特別区**も、地方自治法に基づき、地球温暖化対策推進法第21条第4項が適用・準用されるため、**策定に努める**ように求めています。

法的根拠の詳細については、環境省サイトをご確認ください。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview2.html

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

(1). ①2024年10月1日現在の実行計画(区域施策編)の策定・改定状況を下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

【回答時にご注意いただきたい事項】

・他団体と共同で策定済・策定予定の場合もご回答ください。

・改定すると思われるが、改定年度が未定の場合、改定予定ありとして回答し、改定予定年度は空欄としてください。

・実行計画に記載する基本的事項や策定スケジュールの検討が進んでいない場合でも、策定に向けた府内の体制づくり等が進んでいる場合、策定予定あり(選択肢2)とご回答ください。

・現行計画の見直しに向けた方針検討や体制づくり等が進んでいる場合、改定予定あり(選択肢4または6)とご回答ください。

【印(1)】

- | |
|---|
| 1.過去に一度も策定したことがなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない |
| 2.過去に一度も策定したことがないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある |
| 3.現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない |
| 4.現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある |
| 5.既に計画期間を経過しているが、2024年10月1日以降に改定する予定はない |
| 6.既に計画期間を経過しており、2024年10月1日以降に改定する予定がある |

Q2-1(1)①で、「1」「4」「6」のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度をご回答ください。

西暦 年度 ←

Q2-1(1)①で、「3」「4」「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

(1). ②2024年10月1日現在の最新の実行計画(区域施策編)について、策定年度(改定した場合は、最終改定年度)及び目標年度をご回答ください。
※計画期間を経過している場合もご回答ください。

【印(1)】

策定・最終改定年度	目標年度	計画期間(自動計算)
西暦 <input type="text"/> 年度	西暦 <input type="text"/> 年度	年間

実行計画(区域施策編)の名称をご回答ください。

Q2-1(1)①で、「3」「4」「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

(2). 地球温暖化対策推進法第21条第13項において、都道府県及び市区町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、策定した実行計画(区域施策編)の公表状況について、ご回答ください。(○は一つだけ)

【印(1)】

- | |
|----------------------------------|
| 1.webサイトで公表している |
| 2.webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している |
| 3.公表していない |

【必須】

Q2-1(2)で、「1」を選択した方

Webサイトで公表している場合、掲載しているWebサイトのURLを正しく記載ください。

※本設問の回答URLは環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/)にて掲載予定です。記載のURLに誤りが無いか、リンク切れを起こしていないか等御確認お願いいたします。

Q2-1(1)①で、「1」「4」「5」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

(3). 実行計画(区域施策編)が現時点で未策定又は策定期間が過ぎても未改定の理由について、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

【印(複数可)】

- | |
|--|
| 1.計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため |
| 2.計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しかったため |
| 3.地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため |
| 4.対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため |
| 5.他の業務と比較して優先度が低いため |
| 6.他の部局・課室の協力が得られないため |
| 7.地域の事業者と協力体制を作成していないため(地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等) |
| 8.地元住民の反対が予想され既に起きており、地域の合意形成ができない |
| 9.周辺の団体も未策定であるため |
| 10.その他 |

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

(4). 地球温暖化対策推進法第21条第1項において地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されています。

貴団体における実行計画(区域施策編)の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

【印(1)】

- | |
|------------------|
| 1.共同して計画を策定済である |
| 2.共同して計画を策定予定である |
| 3.共同策定の予定はない |

Q2-1(4)で、「1」を選択した方

共同策定した団体名をご回答ください。複数ある場合は、全ての団体名をご回答ください。

Q2-1(1)①で、「3」「4」「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

(1). 実行計画(区域施策編)をはじめとした、区域内における定量的な再生可能エネルギー導入目標を設定していますか。(○は一つだけ)

*定量的とは、設備容量(kW)、再生可能エネルギーの発電電力量(kWh)、エネルギー消費量(%)など具体的な数値目標を設定している状態を指します。

*公共施設等・公有地のみの目標設定の場合、2をご回答ください。

【印(1)】

- | |
|-----------|
| 1.設定している |
| 2.設定していない |

Q2-2(1)で、「1」を選択した方

区域内における再生可能エネルギー導入目標について、直近の目標年度を回答ください。

西暦 年度 ←

Q2-1(2)で、「1」~「3」を選択した方

【必須】

Q2-2. 実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値及び直近の算定値をご回答ください。

*目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。

*直近の算定値について、把握している場合はご回答ください。

*算定値の単位は「t-CO₂」ではなく「t-eCO₂」です。「t-eCO₂」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO₂」に換算してご回答ください。

*排出量は四捨五入して整数でご回答ください。

Q2-1(1)①で、「3」「4」「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

(3). 実行計画(区域施策編)の位置づけについて

実行計画(区域施策編)とその他の行政計画との統合について、下記の行政計画ごとに該当する選択肢をご回答ください。(○はそれぞれ一つだけ)

*「その他」は該当がある場合のみご回答ください。

Q2-1(1)①で、「3」「4」「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の位置づけについて

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-3. 実行計画(区域施策編)の実施状況について
実行計画(区域施策編)の進捗管理を協議・審議する場について、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

- 1.○印(複数可)
1. 地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会
 2. 地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会
 3. 地方公共団体独自の環境審議会
 4. 関係各課等で構成される府内組織
 - 5.その他
 - 6.協議・審議する場はない

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】

Q2-4. 区域における取組の実施状況について

- ① 区域への再生エネ・省エネ等の導入促進に係る取組について
② 区域の再生可能エネルギーの導入促進や省エネ機器等(※1)の導入のための自治体独自の補助制度を有している
※複数の選択肢に該当する取組を実施されている場合には、当てはまる選択肢全てについて実施・検討状況を御記載ください。

※地域脱炭素化促進事業については本設問では対象外とします。

※選択肢1.2.3.4.7.9については「事業者向け」「個人向け」についてそれぞれ実施状況をご回答ください。

1.○印(複数可)

事業者向け	個人向け	
		1. 再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している
		2. 住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等(※1)の導入のための自治体独自の補助制度を有している
		3. ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の導入のための自治体独自の補助金制度を有している
		4. 地域脱炭素化促進事業等に連携して再生可能エネルギーの支援を行っている
		5. 地域エネルギー事業(※2)の促進のため、地域内のエネルギー事業者の間で協力している
		6. 再生可能エネルギー利用促進のため、自治体が再生エネ電気設備調達の共同購入やリースオーナーによる取組をコーディネートしている
		7. 再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している
		8. 再生可能エネルギー利用促進のための再生可能エネルギー導入ボテンシャルマップ等の導入ボテンシャルに関する情報提供を行っている
		9. 電動車(EV, FCV, PHEV, HV)及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している
		10. 環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する取組を行っている
		11. 住宅・建築物の省エネ性能向上のための取組(自治体の独自基準の設定)
		12. 事業者と自治体の間での災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し電力を支援する協定の締結
		13. 電動車(EV, FCV, PHEV, HV)の公共充電インフラ整備を進めている
		14. 温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度を整備・運用している
		15. クレジット創出支援

備考

※1 住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等:

利用に伴って排出される温室効果ガスの排出量が比較的少ない住宅・建築物への改修や製品の導入

(例:高気密・高断熱な住宅や建築物、高機能換気設備、ヒートポンプ式給湯器、燃料電池、コーチュネレーション、HEMS・BEMS装置、電気需要平準化対策としての蓄電池)

※2 地域エネルギー事業:

地域の再生可能エネルギーや、未利用エネルギーを活用し、主に地域内の公共施設等や民間企業・家庭に、電気や熱を供給する事業

(例:地域新電力事業、地域熱供給事業等)

地域エネルギー事業を貢献団体や、貢団体の関与している組合が行っている場合や、出資・協定等からのかたちで事業を支援している場合には本選択肢に○をお付けください。

Q2-4(1)①で、「1」～「6」のいずれかを選択した方

【太陽光発電は必須】

Q2-4. 区域における取組の実施状況について

- ② 貢献団体が事業者や住民向けの補助制度等を創設して令和4年度～令和6年度(令和6年度については年度内に導入予定のものを含む)にかけて導入した太陽光発電設備の設備容量を記入してください。

※公共施設等・公有地に導入する再生エネ設備容量は本設問の対象外です。

※都道府県が事業者や住民等に対して直接支援している場合は都道府県において計上し、都道府県が市区町村を経由して事業者や住民等に対して支援している場合は、市区町村において計上してください。

※1つの設備に対して複数の支援制度を用いている場合は、重複して設備容量を計上しないようご注意ください。

例: 国内事業者や住民等に対して直接支援している場合であって、市区町村が上乗せで支援している場合は、都道府県のみで計上し、市区町村では計上しない。

都道府県が事業者や住民等に対して直接支援している場合であって、市区町村が上乗せで支援している場合は、都道府県のみで計上し、市区町村では計上しない。□

※認定地域脱炭素化促進事業については、本設問では計上せず、設問Q2-6(1)⑤に記載してください。

	地域脱炭素移行・再生エネ推進交付金(脱炭素先行実験等)を活用して導入したもの	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して導入したもの	(市区町村のみ)都道府県支出金を活用して導入したもの	その他の国費・特定財源を活用して導入したもの(補助金だけではなく金融支援含む)	太陽光発電の共同調達をコーディネートして導入したもの
太陽光発電	設備容量(kW)				
風力発電	設備容量(kW)				
その他の発電	設備容量(kW)				

「その他の国費・特定財源を活用して導入したもの」に該当する発電設備がある場合は、その国費・特定財源の名称をご回答ください。

--

Q2-1(1)①で、「1」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の実施状況等について

- ① 地球温暖化対策推進法第21条第15項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないとされています。

実行計画(区域施策編)策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握などについて、下の選択肢の中からご回答ください。(○は一つだけ)

- 1.○印(1つ)
- 1.毎年実施している
 - 2.毎年ではないが、定期的に実施している
 - 3.今後実施することを予定している
 - 4.実施しておらず、今後実施する予定もない

Q2-5(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

- (2) 実行計画(区域施策編)の進捗評価結果の公表状況について、ご回答ください。(○は一つだけ)

- 1.○印(1つ)
- 1.webサイトで公表している
 - 2.webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している
 - 3.公表していない

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

- (3) 實行計画(区域施策編)の進捗過程図について、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

1.○印(複数可)

1.財源が不足している
2.対策・施策の費用対効果が低い
3.人材が不足している
4.他の部署・課室の協力が得られにくい
5.事業者の理解や協力が得られない
6.住民に対する理解と啓発が難しい
7.地域脱炭素化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
8.最新の技術情報や知見が不足している
9.温室内効果ガス排出量の算定方法が分からず(実績値が分からず)
10.有効な対策・施策を見つからない
11.対策・施策の効果を計れない(難しい)
12.その他
13.特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

--

市区町村の御担当者様のみご回答ください。

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (1) 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定状況についてご回答ください。(○は一つだけ)

① 貢献団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項とは、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)をはじめとする地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に定められた事項を指します。

詳細は「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」p42を参照ください。

- 1.○印(1つ)
- 1.設定が完了している
 - 2.設定に向けた検討を進めており、設定予定期限が決まっている
 - 3.設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
 - 4.設定予定期間がまだ後計を開始していない
 - 5.設定する予定はない

Q2-6(1)①で「2」を選択した方

【必須】

設定を予定期間の年度をご回答ください。

西暦 年度 ←

Q2-8(1)①で「4」「5」を選択した方

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (1) 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定
 ②まだ検討を開始していない理由として、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

[○印(複数可)]

1.人員が不足している
2.制度の知識が不足している
3.財源が不足している
4.都道府県の都道府県基準策定後に検討を予定している
5.環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している
6.城内の再エネシステムに関する情報が不足している
7.促進区域の構造となるエリアがない
8.脱炭素に関する住民の理解が進んでいない
9.他の部局・課室の理解が得られにくい
10.地域住民の反対が予想され(既に起きており)、地域の合意形成ができない
11.その他

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

Q2-8(1)①で「1」「2」「3」を選択した方

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (1) 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定
 ③貴団体において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定または検討の際に活用した(予定を含む)合意形成手法についてご回答ください。(○はいくつでも)

[○印(複数可)]

1.地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置
2.既存の環境審議会等において検討
3.住民や環境保全団体等への個別ヒアリング
4.有識者ヒアリング
5.説明会
6.アンケート調査
7.パブリックコメント
8.勉強会・ワークショップ
9.普及啓発イベント
10.その他

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

Q2-8(1)③で「1」「2」を選択した方

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1) 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定
 ④協議会の構成員について当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

[○印(複数可)]

1.地元公共団体内の関係部局(許可権者等を含む)
2.関係地方公共団体(許可権者等を含む)
3.団体の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を含む)
4.有識者(自然環境・生活環境・気候変動等)
5.住民団体
6.産業団体(農林漁業、観光等)
7.環境保全団体
8.再生エネルギー業者団体
9.金融機関
10.地域脱炭素化促進事業者
11.その他

Q2-8(1)①で「1」を選択した方

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (1) 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定
 ⑤地域脱炭素化促進事業計画の申請および認定の有無についてお答えください。(○は一つだけ)

[○印(1つ)]

1.あり
2.なし

Q2-8(1)⑤で「1」を選択した方

【必須】

認定済み、認定手続き中の件数・設備容量を再生可能エネルギー種別別ご回答ください。

※「認定済」の件数、設備容量は過去に認定済の計画をすべて含めてご回答ください。

	認定済		認定手続き中	
	件数	設備容量(kW)	件数	設備容量(kW)
太陽光発電				
風力発電				
中水力発電				
地熱発電				
バイオマス発電				

都道府県の御担当者様のみご回答ください。

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (2) 都道府県による促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況
 ①都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮するための促進区域の設定に関する基準(都道府県基準)を策定することができます(地球温暖化対策推進法第21条第6項、第7項)。

貴団体における都道府県基準の策定状況についてご回答ください。(○は一つだけ)

[○印(1つ)]

1.策定が完了している
2.策定に向けた検討を進めており、策定予定期が決まっている
3.策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
4.策定予定期だが、まだ検討を開始していない
5.策定する予定はない

Q2-6(2)①で「2」を選択した方

【必須】

策定を予定期している年度をご回答ください。

西暦 年度 ←

都道府県の御担当者様のみご回答ください。

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (2) 都道府県による促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況
 ②Q2-6(2)①で「1」「3」「4」「5」を選択した方は、策定に関して課題であったことを、Q2-6(2)①で「2」「3」「4」「5」を選択した方は、策定に関して課題であることについて、当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

[○印(複数可)]

1.人員が不足している
2.財源が不足している
3.都道府県基準の策定に必要な知識が不足している
4.環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している
5.城内の再エネシステムに関する情報が不足している
6.脱炭素に関する住民の理解が進んでいない
7.他の部局・課室の理解が得られにくい
8.市区町村の調整がうまくいかない
9.地域住民の反対が予想され既に起きており、地域の合意形成ができない
10.その他

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

Q2-6(2)①で「1」「2」「3」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況について

- (2) 都道府県による促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況
 ③管内市町村の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定を支援するため、貴団体が都道府県基準策定後に実施している、または実施を検討している取組について、当てはまるものをご回答ください。(○はいくつでも)

[○印(複数可)]

1.市町村への説明会
2.促進区域設定にかかる財政的支援
3.協議会や審議会への参加
4.促進区域設定にかかる技術的支援
5.促進区域設定・地域脱炭素化促進事業計画認定にかかるガイドラインの作成
6.合意形成支援
7.その他

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

3. その他地球温暖化対策に関する事項

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】

- Q3-1. 再生可能エネルギー規制を目的とする条例
 (1). ①再生可能エネルギー規制を目的とする条例について、制定されているものはありませんか。(○は一つだけ)
 ※: 再生可能エネルギー規制の適正な設置によって自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした条例等をさします。
 具体的には太陽光パネルや風力発電設備等の導入にあたり、届出・協議制、届出・同意制、許可制等の規制手続きがとられているものが該当します。

<input type="radio"/> 印(1つ)	1.ある
	2.ない

Q3-1(1)①で「1」を選択した方

【条例名称のみ必須】
 Q3-1. 再生可能エネルギー規制を目的とする条例
 (1). ②再生可能エネルギー規制を目的とする条例について、条例名称、制定年度、規制目的、対象としている再生可能エネルギーをご回答ください。
 ※環境基本条例についても、下表に示す規制項目のいずれかが含まれる場合は御記載ください

必須回答

任意回答 当該条例の目的について当てはまるものに○印(複数可)

条例名称	制定年度 (西暦)	規制目的					対象再生可能エネルギー					
		災害の防止	景観の保護	動植物・生態系の保全	その他	「その他」を回答された場合は、その内容をご回答ください。(任意)	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	地熱発電	バイオマス発電	その他

例

必須回答

任意回答 当該条例の目的について当てはまるものに○印(複数可)

条例名称	制定年度 (西暦)	規制目的					対象再生可能エネルギー					
		災害の防止	景観の保護	動植物・生態系の保全	その他	「その他」を回答された場合は、その内容をご回答ください。(任意)	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	地熱発電	バイオマス発電	その他
自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2020		○	○			○	○				
再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例	2016	○	○	○			○					

Q3-1(1)①で「1」を回答した団体

【必須】
 Q3-1. 再生可能エネルギー規制を目的とする条例
 (2). 「再生可能エネルギー規制」を目的とする条例において、条例に制定されている内容について当てはまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

<input type="radio"/> 印(複数可)	1.再生可能エネルギー設備の設置に関する「届出制」の導入
	2.再生可能エネルギー設備の設置に関する「許認可制」の導入
	3.再生可能エネルギー設備の設置に関する禁止地域の設定
	4.温水方法に基づく地域脱炭素化促進制度を考慮した規定の制定
	5.その他

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】
 Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (1). 貴団体において、気候変動の影響が懸念される分野を全てご回答ください。(○はいくつでも)

<input type="radio"/> 印(複数可)	1.農業・林業・水産業
	2.水環境・水資源
	3.自然生態系
	4.自然災害・沿岸域
	5.健康
	6.産業・経済活動
	7.国民生活・都市生活
	8.その他
	9.わからない

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

例

選択肢	気候変動による影響の例	適応策の例
農業・林業・水産業	高温による一等米比率の低下や、ひんご等の着色不良等	水稻の高耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色品種への転換等
水環境・水資源	水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による湖水の増加等	湖沼への流入負荷量低減対策の推進、海水対応タイムラインの作成の促進等
自然生態系	気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等	モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等
自然災害・沿岸域	大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等	設備の着実な整備、維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等
健康	熱中症増加、感染媒介動物生息域の拡大等	予防・対処法の普及啓発等
産業・経済活動	企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等	官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインへの被害	物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設における防災機能強化等

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】
 Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (2). ①気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画(以下「計画」という。)の策定状況について、当てはまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

※「地域気候変動適応計画」について、詳しくは下記のURLの「気候変動適応法施行通知」及び「地域気候変動適応計画策定マニュアル」

(令和3年3月31日改訂)を御覧ください。

環境省HP「気候変動」の適応 https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_00005.html

気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)特設ページ <https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/manual.html>

<input type="radio"/> 印(複数可)	1.既に策定している
	2.これから策定する予定
	3.今は基づかないが、自主的に策定している
	4.策定する予定がない
	5.わからない

Q3-2(1)①で、「1」「2」を選択した方は、以下の②～⑦にご回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (2). ②.計画名と、策定(予定)の年月をご回答ください。

※策定(予定)年度は西暦でご回答ください。

計画名称: ()

策定(予定)年月: () ※年月はyyyy/mmの形式で入力してください。

【必須】
 Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (2). ③.気候変動適応法では、計画は単独または共同の地方公共団体で策定できることとなっていますが、どちらで策定していますか。

当てはまるものご回答ください。共同の地方公共団体で策定している場合は、地方公共団体名をご回答ください。(○は一つだけ)

<input type="radio"/> 印(1つ)	1.単独
	2.共同 (地方公共団体名:)

【必須】
 Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (2). ④.計画の位置付けについて、当てはまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

<input type="radio"/> 印(1つ)	1.気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している
	2.美術計画(区域施設編)の中に位置付けている
	3.環境基本計画の中に位置付けている
	4.総合計画の中に位置付けている
	5.他の計画に位置付けている (計画名:)
	6.上記に該当するものはない
	7.わからない

【必須】
 Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (2). ⑤.計画の改定予定期について、当てはまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

<input type="radio"/> 印(1つ)	1.毎年度改定
	2.計画策定又は直近の改定から5年後
	3.計画策定又は直近の改定から10年後
	4.改定は予定していない
	5.その他 (具体的に:)

【必須】
 Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (2). ⑥.計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、当てはまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

<input type="radio"/> 印(1つ)	1.毎年実施
	2.把握・評価を数年ごとに実施
	3.把握・評価は行われない
	4.その他 (具体的に:)

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(2) ②計画の進捗状況を把握・評価するための評価指標について、当ではまるものを全てご回答ください。(○はいくつでも)

1.各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定
2.各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定
3.計画に記載された全ての施策について評価指標を設定
4.設定していない
5.その他 (具体的に:)

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(3) ①気候変動適応法第13条に基づく「地域気候変動適応センター」(以下「センター」という。)の確保状況について、当ではまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

1.既に確保している
2.これから確保する予定
3.確保する予定ない
4.わからない

Q3-2(3)①で、「」を選択した方は、以下の②~③にご回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(3) ②センター名と確保した年月をご回答ください。

※「地域気候変動適応センター」確保年度は西暦でご回答ください。

「地域気候変動適応センター」名称: ()

「地域気候変動適応センター」確保年月: () ※年月はyyyy/mmの形式で入力してください。

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(3) ③センターは単独または共同の地方公共団体で確保できることとなっていますが、どちらで確保していますか。

当ではまるものをご回答ください。共同の地方公共団体で確保している場合は、地方公共団体名をご回答ください。(○は一つだけ)

1.単独
2.共同 (地方公共団体名:)

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(4) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組として実施しているものを全て選択してください。(○はいくつでも)

1.気候変動影響に関する情報収集・調査研究
2.適応策に関する情報の収集・整理
3.自治体HPにおける情報の掲載
4.セクターHPにおける情報の掲載
5.一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催
6.ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布
7.適応に係る研修の実施(併行)
8.適応策に関する技術開発
9.適応策の実施支援(補助金等)
10.熱中症対策の普及啓発活動
11.熱中症対策に関する関係部局間の情報共有・連携
12.実施している取組はない
13.その他 (具体的に:)

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(5) 環境省及び国立環境研究所では気候変動適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」(以下「プラットフォーム」という。)を公開しています。

このプラットフォームの活用状況について、当ではまるものをご回答ください。(○は一つだけ)

気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT): <https://adaptation-platform.nies.go.jp/>**[必須]**

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

1.週に1回以上活用している

2.月に1回程度活用している

3.数ヶ月に1回程度活用している

4.1年に1回程度活用している

5.全く活用していない

6.プラットフォームの存在を知らない

7.その他 (具体的に:)

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(6) プラットフォームに掲載してほしい情報や国立環境研究所に期待する技術的助言の内容について記載してください。

その他、御意見等があれば記載してください。(適応策を進める上での貴団体における課題や、環境省が作成した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」について、等)

[必須]

市区町村の全団体がご回答ください。

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(7) ①指定暑熱避難施設の指定施設数についてご回答ください。

● 指定暑熱避難施設の設置者	指定施設数
市役所	施設
市役所以外	施設

※各自体において独自に「クールシェアスポット」「涼みどころ」などの通称を用いている施設についても、同法律に基づく指定暑熱避難施設であれば回答対象となります。(同法律に基づかない施設については対象外とします。)

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(7) ②熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

● 热中症対策普及団体とは
気候変動適応法第23条第1項に基づき、市区町村長は、当該市区町村内において住民等への熱中症対策の普及啓発等に取り組む法人を指定することができます。この指定を受けた法人を「热中症対策普及団体」といいます。民間団体や企業等とも連携し、地域の実情に合わせて、地域単位で熱中症予防行動の呼びかけ等を行っていくための制度です。
詳細は「热中症対策普及団体の指定に関する手引き」(環境省大臣官房環境保健部)を参照ください。
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc04.pdf

[必須]

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(7) ③熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ④熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑤熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑥熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑦熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑧熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑨熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑩熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑪熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑫熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑬熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑭熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑮熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑯熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑰熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑱熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑲熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ⑳熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉑熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉒熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉓熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉔熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉕熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉖熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉗熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉘熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉙熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉚熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉛熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉜熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉝熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

[必須]

Q3-2. 气候変動適応に関する取組状況について

(7) ㉞熱中症対策普及団体の指定団体数についてご回答ください。

都道府県、市区町村の全団体がご回答ください。

【必須】

Q3-3.「地域循環共生圏」に関する取組状況について
貴団体で、「地域循環共生圏」の概念に沿った具体的な取組として実施しているものを全て選択してください。(○はいくつでも)

「○印(複数可)」

- 1.「地域循環共生圏」を何らかの計画に位置づけている
(総合計画、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略、市区町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、環境基本計画、地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画、都道府県廃棄物処理計画、生物多様性地域戦略など)
- 2.予算事業に「地域循環共生圏」の概念に沿ったものがある
- 3.予算事業以外で「地域循環共生圏」の概念に沿った具体的な取組を行っている
- 4.その他
- 5.実施している取組はない

「その他」の内容を具体的にご回答ください。

用語

●「地域循環共生圏」とは

第五次環境基本計画（2018年閣議決定）で提唱され、第六次環境基本計画でも政策の柱の1つとされている、「自立・分散型社会」を示す考え方です。
地域資源を活用して、環境・社会・経済を同時に良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、その自立した地域同士が、地域の個性を活かして支え合うネットワークを構築することで、日本全体も持続可能な社会にしていくという考え方です。この際、私たちの暮らしが、森里川海のつながからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となります。（<https://chiikijunkan.env.go.jp/>）

4. 意見・要望

全団体がご回答ください。

Q4-1. 環境省に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるものを全てお選びいただき、その内容を具体的にご回答ください。(○はいくつでも)

「○印(複数可)」

要望	要望の具体的な内容を記載ください
1.実行計画の策定について(策定・改定・実施・点検等)	
2.温室効果ガス排出量算定について	
3.環境省の支援(補助金等のハード支援)	
4.環境省の支援(人材・体制構築・計画づくり支援等のソフト支援、その他)について	
5.情報提供の充実について	
6.ウェブ(LAPSS)を利用した施行状況調査について	
7.その他	

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。